

議案第 28 号

前橋市建築基準法関係手数料条例の改正について

令和 6 年 3 月 14 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

前橋市建築基準法関係手数料条例（平成 12 年前橋市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。）」の次に「及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）」を加える。

第 6 条の表に次のように加える。

(37) 令第 137 条の 12 第 6 項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	2 万 7, 000 円
(38) 令第 137 条の 12 第 7 項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	2 万 7, 000 円
(39) 令第 137 条の 16 第 2 号の規定による移転の認定を申請する者	2 万 7, 000 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。